

1. 一般社団法人日本病院寝具協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本病院寝具協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、病院等における寝具類及びリネン類の提供に関する技術の向上及び知識の普及啓発を図るとともに、その科学的研究改善を図り、もって医療機関の機能の強化と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病院等における寝具類の品質の向上及び衛生管理の普及啓発
 - (2) 病院等における寝具類の洗濯及び関連業務に係る受託業務の代行の保証
 - (3) 寝具及び寝具サプライに関する調査研究
 - (4) 寝具及び寝具サプライに関する情報提供
 - (5) 会員の福利厚生に関する事業
 - (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業
- 2 前項に規定する事業は、日本全国において行う。

第3章 会 員

(構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 次の各号に掲げる者であって、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体。
 - 一 病院等における寝具類のサプライ又はこれに関連する事業を営む個人
 - 二 病院等における寝具類のサプライ又はこれに関連する事業を営む法人
 - 三 病院等における寝具類のサプライ又はこれに関連する事業を営む前2号に掲げる者を構成員とする団体
(法人格を有しない団体にあつてはその代表者)
 - (2) 名誉会員 本会に功労のあつた者又は学識経験者で、総会において推薦された者
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員等の資格の取得)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書により申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会において別に定める入会及び退会に関する規程に基づき、理事会で承認されなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、本会の事業活動に必要な費用に充てるため、総会において別に定める会費等に関する規程に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を免除する。

(退 会)

第8条 正会員及び賛助会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第2項に定める総会の決議（以下「特別決議」という。）によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (5) 総正会員が同意したとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

(届 出)

第11条 会員は次の各号に該当する時は30日以内に本会に届出しなければならない。

- (1) 氏名・名称又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部又は一部を休止若しくは全部廃止したとき。
- (3) その他事業に大きな変更があったとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、理事長が当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、副理事長が代行する。
- 3 理事長及び副理事長に事故あるときは、その都度理事会において議長を互選し代行する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 長期借入をしようとするとき
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって表決又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上28名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち理事長1名を置く。
 - 3 理事のうち副理事長1名、専務理事1名、常任理事5名以上8名以内を置くことができる。
 - 4 第2項の理事長をもって一般法人法第90条第3項の代表理事とし、第3項の副理事長、専務理事、常任理事及び委員会委員長である理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び委員会委員長である理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその業務執行に係る職務を代行する。
- 3 専務理事及び常任理事は、理事長を補佐し常務を処理する。

- 4 委員会委員長である理事は、理事長を補佐し委員会に関する業務執行に係る職務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 理事長及び副理事長に事故あるときは、理事長が指名した順序により常任理事がその業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事は総会の決議によって、監事は総会の特別決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員忠実義務)

- 第27条 理事及び監事は法令、定款及び規程の定め、並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(報酬等)

- 第28条 理事及び監事には、総会の決議を経て、報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(責任免除)

- 第29条 本会は、一般法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(相談役)

- 第30条 本会に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、理事長の職にあつた者を充て、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 相談役は、本会の運営上重要な事項に関して、理事長の諮問に答え、又は、理事長に対して意見を述べることができる。
 - 4 相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

- 第31条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の運営上重要な事項に関して、理事長の諮問に答え、又は、理事長に対して意見を述べることができる。
 - 4 参与は、理事長に対し本会の運営に関して専門的見地から意見を述べることができる。
 - 5 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理 事 会

(構 成)

- 第32条 本会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び委員会委員長である理事の選定及び解職

(招 集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。
 - 3 理事長及び副理事長に事故あるときは、第23条第7項に従って理事会を招集する。

(議 長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長が当たる。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長がこれに当たる。
- 2 理事長及び副理事長に事故あるときは第23条第7項に従って議長を代行する。

(決 議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は第23条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会等)

第39条 本会の事業の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは理事会の決議を経て、委員会等を設置することができる。

- 2 委員会等の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 支部

(支部の設置)

第40条 本会の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議を経て、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の各地区に支部を設置することができる。

- 2 支部長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 3 支部の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の構成)

第41条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理、処分及び運用)

第42条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第47条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度収入を持って償還する短期借入金を除き、総会の特別決議によって借り入れることができる。

(会 計)

第48条 本会の会計に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解 散)

第50条 本会は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の特別決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事 務 局

(事務局の設置)

第53条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 職員の職務及び給与は理事長が定める。
- 6 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 主たる事務所には、法令で定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他法令に定める帳簿及び書類

第55条 本定款に定めのない事項については、一般法人法その他法令の定めるところによる。

第13章 補 則

(委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の代表理事は安道光二、業務執行理事は小野木孝二、堀貞三、高江智和理、小山喜雄、柴崎榮一、小山新造、水野一水、唐岩 勲、中島健介、榛葉紀久雄とする。

附 則

この定款の変更は、令和4年6月14日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和6年6月12日より施行する。